

## 平成25年第1回板倉町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 5月10日(金曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○同意第1号 監査委員の選任について	7
○承認第2号 専決処分事項の承認について(板倉町税条例の一部改正)	8
○承認第3号 専決処分事項の承認について(板倉町国民健康保険税条例の一部改正)	9
○日程の追加	11
○議長の辞職の許可	12
○日程の追加	12
○議長選挙	13
○日程の追加	15
○副議長の辞職の許可	15
○日程の追加	16
○副議長選挙	16
○常任委員の選任	18
○常任委員長及び副委員長の選任	18
○議会運営委員の選任	19
○議会運営委員長及び副委員長の選任	19
○邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙	19
○館林衛生施設組合議会議員の選挙	19
○館林地区消防組合議会議員の選挙	19

○東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙 .....	1 9
○諸般の報告 .....	2 1
○町長挨拶 .....	2 2
○閉会の宣告 .....	2 2
閉    会    （午前11時59分） .....	2 2

板倉町告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成25年第1回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年5月7日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成25年5月10日
2. 場 所 板倉町役場議場
3. 付議事件
  - 1) 常任委員の選任
  - 2) 議会運営委員の選任
  - 3) 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
  - 4) 館林衛生施設組合議会議員の選挙
  - 5) 館林地区消防組合議会議員の選挙
  - 6) 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
  - 7) 監査委員の選任について
  - 8) 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）
  - 9) 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	森 田 義 昭 君	2 番	今 村 好 市 君
3 番	荒 井 英 世 君	4 番	川 野 辺 達 也 君
5 番	延 山 宗 一 君	6 番	小 森 谷 幸 雄 君
7 番	黒 野 一 郎 君	8 番	市 川 初 江 さん
9 番	青 木 秀 夫 君	1 0 番	秋 山 豊 子 さん
1 1 番	荻 野 美 友 君	1 2 番	野 中 嘉 之 君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成25年第1回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成25年5月10日（金）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第 4 承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）
- 日程第 5 承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第 6 議長の辞職の許可
- 日程第 7 議長選挙
- 日程第 8 副議長の辞職の許可
- 日程第 9 副議長選挙
- 日程第10 常任委員の選任
- 日程第11 議会運営委員の選任
- 日程第12 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
- 日程第13 館林衛生施設組合議会議員の選挙
- 日程第14 館林地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第15 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

---

### ○出席議員（12名）

1番	森田義昭君	2番	今村好市君
3番	荒井英世君	4番	川野辺達也君
5番	延山宗一君	6番	小森谷幸雄君
7番	黒野一郎君	8番	市川初江さん
9番	青木秀夫君	10番	秋山豊子さん
11番	荻野美友君	12番	野中嘉之君

### ○欠席議員（なし）

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
総務課長	中里重義君
企画財政課長	小嶋栄君

戸籍税務課長	長谷川	健	一	君
環境水道課長	荻野	恭	司	君
福祉課長	小野田	博	基	君
健康介護課長	落合		均	君
産業振興課長	山口	秀	雄	君
都市建設課長	鈴木		渡	君
会計管理者	荒井	利	和	君
教育委員 会 長	根岸	一	仁	君
農業委員 会 長	山口	秀	雄	君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小野田	吉	一
庶務議事係長	伊藤	泰	年
行政安全係長兼 議事事務局書記	根岸	光	男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

ただいまから告示第50号をもって招集されました平成25年第1回板倉町議会臨時会を開会いたします。

---

○諸般の報告

○議長(野中嘉之君) それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今臨時会に付議される案件は、監査委員の選任同意1件、専決処分事項の承認2件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○町長挨拶

○議長(野中嘉之君) 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨、申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。本年初めての臨時会、平成25年第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位には全員ご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

今年のゴールデンウィークも既に終了したわけではありますが、好天候に恵まれ、観光地も予想を上回る人出に終わったところが多いと言われております中、ご承知のようにお隣のつつじが岡公園につきましては、過去初めての開花不良に見舞われ、過去最も人出の多かった20万人超えと比較しますと、一昨年の震災時においては11万人、昨年は雨にたたられて10万人、今年は先ほど述べたその他の原因によりまして2割減の8万人という話を伺ったところでありまして、先般の新聞紙上におきまして、市長談話によって、開花不良の原因を徹底的に調べなければならないというコメントもされたわけでありまして、最高の人出を記録したところと比較をすると、観光地によっては悲喜こもごもの、そういった感をいたしているところもあるのだなど。また、それが身近にも、今例を挙げましたが、そんな状況でもあったわけでございます。

町内におきましては、東、南地区から例年どおり順調に田植えも進んでおりまして、兼業農家では、せっかくの連休を農作業に充てるために、連休明けには身体もくたくたと。疲れを伴った連休明けの出勤の感も否めないということで、旅行やレジャーのための連休という一般的な言われ方をすると比較をしますと、これも悲喜こもごもという声もあるようであります。

さて、一触即発の危機状態の北朝鮮問題等におきまして、その状態はまだ依然として続いている状況とも言えますが、米国を初めとする我が国も含めた関係国の、いわゆる対北に対する強い信念と協調あるいは努力によって幾分か山場を越えそうな雰囲気を感じる昨日、今日であります。引き続き話し合い、解決、核放棄に向けて、我が国を含め関係各国の協調対応に期待したいと思います。

また、靖国神社の閣僚参拝等々、この時期にそういった事業が毎年行われるわけではありますが、それに伴

って繰り返される近隣諸国との、俗に言う歴史認識や領土問題等も含めた摩擦、依然としてその解決方法が何年たっても平行線をたどっておるということで、難しさを改めて感じさせるところでありますし、国内事情というか、国内干渉という日本の立場をいかに外国に伝えるかということについて、より一層の政府といえますか、内閣というか、総理大臣がお力を発揮されることを期待したいと思っております。

国内経済におきましては、株価1万4,000円台を超えまして、低落時の倍近くになっており、今朝もドル、円安も100円台にニューヨーク市場では臨んでいるという状況でもあり、日銀の長金利金融緩和政策による、またこれも言い換えればアベノミクス効果によって好況感が創出されつつあるように見受けられます。時節柄、企業の24年度決算も連日マスコミで報道されておりますが、恩恵を受ける大企業等におきましては、軒並み予想の業績を大幅に上回る黒字計上が新聞紙上を躍らせておりまして、これによって早期の賃金アップあるいは労働者の所得増、そして消費増、そしてさらに経済成長と不況脱出のよいサイクルになればという期待を持っていますが、そういう一面と、また反面、日銀の同じ緩和によって国内は総合的にはうれしい悲鳴を上げつつあるように見えるわけでありまして、逆に貿易の相手国から見れば、マイナスの影響を当然受けているわけでありまして、まだ表面化はしておりませんが、貿易相手国からの不満の鬱積がどこまで耐えられるかというような、これも、非常に難しい状況にもありつつ、これをどう説明責任を世界に発しながらという日銀の努め、政府の努めもあるわけでありまして、依然として懸念材料に我々も注意して見ていかなければならないと思っております。

同じく円安、株高のデメリットを受けざるを得ない国内の業界において、あるいは国民は、密着した生活関連の品目と、既に製品価格の値上げも活発に見始めておりまして、一例を挙げれば、農業関連においては生産資材の値上がりにも早くも批判の声が強くなりつつありまして、業種ごとの明暗あるいは中小企業、消費者、弱者などに一層厳しさが増すということを念頭に、有効な景気対策あるいは早期救済対策に対する要望も私も県あるいは国を通してしていかなければならないと思っております、そういったことも国に強く求めてまいりたいと思っております。

町におきましては、人事異動を踏まえまして、新年度に入っているわけでありまして、本年掲げた重点施策を中心に計画執行に頑張り始めているところであります。今日は、ただいま議長の案内にありましたように、3件の議案をご審議いただき、その後は議会さんの後期の議会編成が中心となるような、そういった形であろうと思っております。多数決の原理を中心に、さらにすばらしい編成になりますようお願いを申し上げ、今日の招集のご挨拶といたします。大変ご苦勞さまでございます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

3番 荒井英世君

4番 川野辺達也君

を指名いたします。



## ○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期については、5月2日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本臨時会の会期及び議事日程につきましてご報告申し上げます。

本件については、5月2日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日1日のみといたします。

議事日程ですが、本会議は同意第1号 監査委員の選任について、提出者からの提案理由説明の後、質疑、討論は省略し、採決をいたします。

次に、承認第1号及び第2号について、提案者から議案説明の後、議案ごとに審議決定をします。

さらに、常任委員及び議会運営委員の選任を行い、続いて一部事務組合議会議員の選挙を行いまして、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今臨時会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

## ○同意第1号 監査委員の選任について

○議長（野中嘉之君） 日程第3、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、青木秀夫君の退席を求めます。

[9番（青木秀夫君）退席]

○議長（野中嘉之君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、早速同意第1号 監査委員の選任について提案の理由を申し上げます。

本案につきましては、議員のうちから選任した前監査委員の荻野美友君より、都合によつての平成25年4月30日をもって辞職したい旨の願いがあり、地方自治法第198条の規定により、その退職を承認いたしましたので、後任の監査委員を地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選任をするものであります。

監査委員として、青木秀夫君、生年月日、昭和17年12月22日、住所、板倉町朝日野1丁目14番地の7を選任いたしたいと思いますので、議会の同意を求めますのでございます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げ、人事案件でございますので、これ以上の説明はございません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより同意第1号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

青木秀夫君の入場をお願いします。

〔9番（青木秀夫君）入場〕

---

#### ○承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）

○議長（野中嘉之君） 日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）について提案の理由を申し上げます。

本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、板倉町税条例におきましても改正の必要が生じたので、平成25年3月30日に専決処分させていただいたものでございます。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 長谷川戸籍税務課長。

〔戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇〕

○戸籍税務課長（長谷川健一君） それでは、専決処分事項の承認、板倉町税条例の一部改正について説明をさせていただきます。

先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行されましたことから、板倉町税条例におきましても改正の必要が生じたので、平成25年3月30日に専決処分をさせていただいたものでございます。

改正内容につきましては、独立行政法人森林総合研究所が行う整備事業が平成24年度中で事業が完了しまして、地方税法の規定から削除されたため、仮換地等に係る納税義務者等の特例廃止と耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額について、平成25年4月1日以降、対象となる工事費要件が30万円以上から50万円超えに改められたため、改正前に契約をしましたが、工事が完了していない場合、町長への提出書

類に耐震改修に係る契約をした日が明らかになる書類を追加するものでございます。

それでは、条文について説明させていただきます。2ページをお願いします。板倉町税条例第54条第5項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削るものでございます。

また、123条第4項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)」ものですが、これも削るものでございます。

附則としまして、附則の第1条でございますが、施行期日は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条第1項につきましては、経過措置として、平成25年度以降の年度分の固定資産税について適用しまして、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

第2項につきましては、耐震改修が行われました住宅等に対する固定資産税の減額につきまして、平成25年4月1日以降対象となる工事費要件が、先ほど申したとおり30万円以上から50万円超えに改められたため、改正前に契約しましたが、工事が完了していない場合、町長への提出書類に当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びにを追加するものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(野中嘉之君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより承認第2号について採決いたします。

原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

### ○承認第3号 専決処分事項の承認について(板倉町国民健康保険税条例の一部改正)

○議長(野中嘉之君) 日程第5、承認第3号 専決処分事項の承認についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長(栗原 実君)登壇〕

○町長(栗原 実君) 続いて、同じく承認の議案でございます。第3号 専決処分事項の承認について(板

倉町国民健康保険税条例の一部改正) ということでございます。

本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、板倉町国民健康保険税条例におきましても改正の必要が生じたので、平成25年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

細部につきましては、同じく担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(野中嘉之君) 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長(長谷川健一君) 登壇]

○戸籍税務課長(長谷川健一君) 引き続き、専決処分事項の承認について、板倉町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

先ほど町長が提案理由で申し上げたとおり、地方税法の一部を改正する法律が平成25年4月1日に施行されましたことから、国民健康保険税条例におきましても改正の必要が生じたので、平成25年3月30日に専決処分させていただいたものです。

改正内容につきましては、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合に、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例期間を移行後5年間としていましたが、今回期限を恒久化するほか、国民健康保険の被保険者が75歳到達により、後期高齢者医療制度に移行したことで国民健康保険単身世帯となった特定世帯に係る世帯別平等割を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加えまして、その後3年間4分の1に減額する措置を行うものでございます。

また、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の規定につきまして、条文の整備を行うものでございます。

それでは、条文についてご説明させていただきます。2ページ、3ページになりますが、2ページをお願いしたいと思います。板倉町国民健康保険税条例第5条の2、第7条の3、世帯別平等割額でございますが、第1号中、5年間であった期間を3年間追加しまして8年間とし、第5条の2については、第3号としまして特定継続世帯として4分の1の額である1万6,500円を、第7条の3については、後期高齢者支援分の世帯別平等割でございますが、第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」と新たに加わるわけですが、に改めまして、第3号として4分の1の額であります4,500円を追加するものでございます。

第21条第1号から第3号ですが、医療分と後期高齢者支援分に係る7割、5割、2割軽減でございまして、特定継続世帯としてそれぞれ4分の1の額として7割軽減、医療分としまして1万1,550円、支援分3,150円、5割軽減、医療分としまして、これは3ページに行きますが、8,250円、支援分2,250円、最後に2割軽減ですが、医療分としまして3,300円、支援分として900円を追加するものでございます。また、それぞれ「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改めるものでございます。

3ページの上から4行目、5行目ですが、これにつきましては附則第16項中、以降につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の規定についての条文の整備でございます。

附則の第1条につきましては、施行期日は平成25年4月1日から、附則第16項の規定は平成26年1月1日から施行するものでございます。

第2条につきましては、適用区分でございまして、附則第16項の規定を除きまして、改正後の板倉町国民

健康保険税条例の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用しまして、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

2項の附則第16項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

○町長（栗原 実君） ただいまの案件の冒頭の提案理由の説明の中で、専決処分日を「3月31日」と誤って読み上げてしまいました。正解は、「3月30日」でございまして、そこを訂正し、おわびを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決いたします。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

ここで執行部の方に申し上げます。これよりの議事日程については議会構成の人事案件でありますので、しばらくの間退席をお願いいたします。

〔執行部退席〕

○議長（野中嘉之君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時30分）

---

再 開 （午前 9時32分）

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（小森谷幸雄君） 再開いたします。

---

#### ○日程の追加

○副議長（小森谷幸雄君） ただいま議長の野中嘉之君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（小森谷幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、以下日程を繰り下げ、直ちに議題といたします。

---

○議長の辞職の許可

○副議長（小森谷幸雄君） 地方自治法第117条の規定により、野中嘉之君の退場を求めます。

[12番（野中嘉之君）退場]

○副議長（小森谷幸雄君） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（小野田吉一君） 命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

平成25年5月10日

板倉町議会副議長 小森谷 幸 雄 様

板倉町議会議長 野 中 嘉 之

辞 職 願

この度、一身上の都合により板倉町議会議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（小森谷幸雄君） お諮りいたします。

野中嘉之君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（小森谷幸雄君） 異議なしと認め、野中嘉之君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで野中嘉之君の入場を願います。

[12番（野中嘉之君）入場]

○副議長（小森谷幸雄君） 野中嘉之君に申し上げます。

議長辞職願の件、許可することに決定いたしました。

ここで野中嘉之君に議長退任の挨拶を求めます。

[12番（野中嘉之君）登壇]

○12番（野中嘉之君） 議長退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび議員間の申し合わせにより、議長を退任することといたしました。議長在職中は、議員皆様にはご支援、ご協力をいただき、おかげさまをもちまして大過なく任期を全うすることができました。心から感謝申し上げます。今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。議長退任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。お世話になりました。

---

○日程の追加

○副議長（小森谷幸雄君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長（小森谷幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、以下日程を繰り下げ、直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

---

○議長選挙

○副議長（小森谷幸雄君） これより議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票か指名推選かのいずれの方法がよいかお諮りいたします。

〔投票がいいと思います〕という人あり〕

○副議長（小森谷幸雄君） 投票という声がありましたので、投票に決定いたします。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（小森谷幸雄君） ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、議席1番、森田義昭君、議席2番、今村好市君を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

〔投票用紙配付〕

○副議長（小森谷幸雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（小森谷幸雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（小森谷幸雄君） 異状はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（小森谷幸雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○副議長（小森谷幸雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（小森谷幸雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

森田議員、今村議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（小森谷幸雄君） それでは、選挙結果を報告いたします。

投票総数 12票

これは先ほどの議員出席数に符合いたしております。

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

野中嘉之君 7票

市川初江さん 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、野中嘉之君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長（小森谷幸雄君） ただいま議長に当選されました野中嘉之君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

野中嘉之君の挨拶を求めます。

[12番（野中嘉之君）登壇]

○12番（野中嘉之君） ご挨拶を申し上げます。

ただいまは議員皆様のご多数のご推挙をいただき、再び議長という大役を仰せつかることになりました。身の引き締まる思いがいたします。今板倉町は、庁舎建設問題初め、急激に進展している少子高齢化社会問題への対応、また企業誘致を図っての雇用や税収の確保、さらに広域のごみ処理施設整備問題等々課題が山積しております。また、町議会にあっては、本来の行政に対する監視機能はもとより、議会の活性化に努め、しかも町民にとって風通しのよい、身近に感じられるオープンな議会を目指し、現在改革に取り組んでいるところであります。とりわけ現在、検討に検討を重ねているところの議会基本条例の取り組みにつきましても、町議会の指針となるものを目指し、ようやく最終段階のところまで来ました。もちろん制定で終わりということだけでなく、その後の取り組みが大事であります。つまり、いかに実行していくかが大事であります。いずれにしても、できることから一つ一つ実行していくことかと思えます。

今後は、議員一人一人が切磋琢磨し、異なる考えをぶつけ合って、よいものが生まれるものであり、議員間の討議を重ねながら、合意形成を図るなどして、町執行部に対し、政策の提案が示せるよう、少なくとも修正できる力を培うことが必要であります。そして、住民の幸福向上に、また安全で安心な元気のある住みよいまちづくりを目指して頑張っていこうではありませんか。私も心新たに、山積する課題に全力で取り組んでまいりますので、議員各位のより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（小森谷幸雄君） ここで議長を交代いたします。

野中議長、議長席に着席願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時52分）



再開 (午前 9時53分)

[副議長、議長と交代]

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

---

○日程の追加

○議長(野中嘉之君) ただいま副議長の小森谷幸雄君から副議長の辞職願が提出されました。  
お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、以下日程を繰り下げ、直ちに議題といたします。

---

○副議長の辞職の許可

○議長(野中嘉之君) 地方自治法第117条の規定により、小森谷幸雄君の退場を求めます。

[6番(小森谷幸雄君)退場]

○議長(野中嘉之君) それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長(小野田吉一君) 命により、辞職願を朗読させていただきます。

平成25年5月10日

板倉町議会議長 野中嘉之様

板倉町議会副議長 小森谷幸雄

辞職願

この度、一身上の都合により板倉町議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長(野中嘉之君) お諮りいたします。

小森谷幸雄君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 異議なしと認め、小森谷幸雄君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで小森谷幸雄君の入場を願います。

[6番(小森谷幸雄君)入場]

○議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君に申し上げます。

副議長辞職願の件、許可することに決定いたしました。

ここで小森谷幸雄君に副議長退任の挨拶を求めます。

[6番(小森谷幸雄君)登壇]

○6番(小森谷幸雄君) 副議長を辞任するに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

平成23年5月の臨時議会で皆様の温かいご支持により、副議長の要職に就任させていただきました。以来2年間、至らぬ点が多々ありましたにもかかわらず、曲がりなりにも務めることができました。これもひとえに議長を初め先輩、同僚議員のご指導、ご協力のたまものと深く感謝申し上げますとともに、厚く御礼申し

上げます。就任の席で申し上げましたが、町民から信頼されるための議会、いわゆる議会力が問われる時代であります。折しも当町におきましても、議会改革基本条例制定に向けて鋭意努力中であります。一日も早く議員の皆様方のご協力で条例を制定し、議会改革に着手したいと考えております。副議長を辞任いたしますが、一議員として当町の発展と住民福祉の向上のために努力する所存でございます。一層のご指導とご鞭撻をくださいますようお願い申し上げます、辞任の挨拶といたします。ありがとうございました。

---

#### ○日程の追加

○議長（野中嘉之君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、以下日程を繰り下げ、直ちに副議長の選挙を行うことに決定しました。

---

#### ○副議長選挙

○議長（野中嘉之君） これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票か指名推選かのいずれの方法がよいかお諮りいたします。

〔「投票」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 投票という声がありますので、投票に決定いたします。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（野中嘉之君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、議席3番、荒井英世君、議席4番、川野辺達也君を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（野中嘉之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（野中嘉之君） 異状ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（野中嘉之君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

荒井議員、川野辺議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（野中嘉之君） それでは、選挙結果を報告いたします。

投票総数 12票

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票のうち

黒野一郎君 6票

延山宗一君 5票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、黒野一郎君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（野中嘉之君） ただいま副議長に当選されました黒野一郎君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

黒野一郎君の挨拶を求めます。

〔7番（黒野一郎君）登壇〕

○7番（黒野一郎君） ただいま副議長選におきまして、皆様方のご理解いただきまして副議長に就任することになりました。大変ありがとうございました。今後2年間、野中議長をフォローできるかは、自分なりに微力でございますけれども、議会はもちろん、まちづくりや町民のために一生懸命頑張りますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） ここで暫時休憩いたします。

再開は10時25分といたします。

休憩（午前10時10分）

---

再開 (午前10時49分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

---

○常任委員の選任

○議長(野中嘉之君) これより日程の追加により、日程第10となりました常任委員の選任を行います。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局長に委員会と委員名を朗読させます。

○事務局長(小野田吉一君) それでは、朗読をいたします。順不同となりますが、ご了承願いたいと思います。

総務文教福祉常任委員会	秋山豊子議員	市川初江議員
	荻野美友議員	川野辺達也議員
	森田義昭議員	野中嘉之議長
産業建設生活常任委員会	青木秀夫議員	黒野一郎議員
	延山宗一議員	今村好市議員
	荒井英世議員	小森谷幸雄議員

以上でございます。

○議長(野中嘉之君) お諮りいたします。

ただいま報告を申し上げたとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時51分)

---

再開 (午前11時06分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

---

○常任委員長及び副委員長の選任

○議長(野中嘉之君) 各常任委員会の正副常任委員長が互選され、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

総務文教福祉常任委員長	川野辺達也君
副委員長	森田義昭君
産業建設生活常任委員長	今村好市君
副委員長	荒井英世君

以上のとおりであります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時07分)

---

再 開 (午前11時13分)

○議長(野中嘉之君) それでは、再開いたします。

---

#### ○議会運営委員の選任

○議長(野中嘉之君) これより日程第11、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、川野辺達也君、秋山豊子さん、市川初江さん、今村好市君、青木秀夫君、延山宗一君をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長(野中嘉之君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時14分)

---

再 開 (午前11時18分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

---

#### ○議会運営委員長及び副委員長の選任

○議長(野中嘉之君) 議会運営委員会の正副委員長が互選され、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に秋山豊子さん、副委員長に青木秀夫君、以上のとおりであります。

---

#### ○邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

#### ○館林衛生施設組合議会議員の選挙

#### ○館林地区消防組合議会議員の選挙

#### ○東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

○議長(野中嘉之君) お諮りいたします。

日程第12から日程第15までは、一部事務組合議員の選挙関係であります。関連がありますので、一括議題として行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長(野中嘉之君) 異議なしと認め、一括議題として行います。

事務局長より、日程第12から日程第15までを一括して説明させます。

○事務局長（小野田吉一君） 命によりまして、説明をさせていただきます。

日程第12から日程第15までは、一部事務組合議員の辞職に伴うための組合議員の選挙でございます。

なお、選挙の方法ですが、一部事務組合の規約に「組合の議会の議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙する」と規定されておりますので、申し添えます。

日程第12、邑楽館林医療事務組合ですが、館林市と邑楽郡各町で構成されており、組合議員の定数は14人です。組合議員の内訳は、館林市が4人、各町が2人でございます。

日程第13、館林衛生施設組合ですが、館林市と板倉町、明和町、千代田町で構成されており、郡内の大泉町及び邑楽町は入っておりません。組合議員の定数は10人です。組合議員の内訳は、館林市が4人、各町が2人です。

日程第14、館林地区消防組合ですが、館林市と板倉町、明和町、千代田町、邑楽町で構成されており、郡内の大泉町は入っておりません。組合議員の定数は11人です。組合議員の内訳は、館林市が3人、各町が2人です。

日程第15、東毛広域市町村圏振興整備組合ですが、館林市と邑楽郡各町に太田市が加わり2市5町で構成されており、組合議員の定数は10人です。組合議員の内訳は、太田市が3人、館林市が2人、各町が1人です。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 局長の説明が終わりました。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、指名推選に決定いたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時23分）

---

再 開 （午前11時37分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

それでは、一部事務組合議員に次の方を指名いたします。

まず、日程第12、邑楽館林医療事務組合議会議員に、青木秀夫君、今村好市君を指名推選したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第13、館林衛生施設組合議会議員に、延山宗一君、荒井英世君を指名推選したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第14、館林地区消防組合議会議員に、黒野一郎君、森田義昭君を指名推選したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第15、東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に、私、野中嘉之を指名推選したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

ただいま各組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時40分）

---

再 開 （午前11時52分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

---

#### ○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） ここで諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告させます。

○事務局長（小野田吉一君） それでは、命によりご報告させていただきます。

お手元に配付されております新たな議会構成につきまして朗読させていただきます。敬称を略させていただきます。

議長、野中嘉之、副議長、黒野一郎。

総務文教福祉常任委員会、委員長、川野辺達也、副委員長、森田義昭、委員、秋山豊子、委員、市川初江、委員、荻野美友、委員、野中嘉之。

産業建設生活常任委員会、委員長、今村好市、副委員長、荒井英世、委員、青木秀夫、委員、黒野一郎、委員、小森谷幸雄、委員、延山宗一。

議会運営委員会、委員長、秋山豊子、副委員長、青木秀夫、委員、市川初江、委員、今村好市、委員、川野辺達也、委員、延山宗一。

邑楽館林医療事務組合議員です。青木秀夫、今村好市。

館林衛生施設組合、延山宗一、荒井英世。

館林地区消防組合、黒野一郎、森田義昭。

東毛広域市町村圏振興整備組合、野中嘉之。

板倉町監査委員、青木秀夫。

以上で報告を終わらせていただきます。

---

#### ○町長挨拶

○議長（野中嘉之君） 以上で議事の本日の全部が終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 改めまして、先ほどは3議案とも冒頭にご承認いただき、大変ありがとうございました。また、ただいまは任期後半に向けた議会構成におきまして、野中議長の再選、黒野議員の副議長就任を初めとした常任委員会各正副委員長の新配置も整ったということでございまして、改めておめでとうございます。ぜひ後半の2年間、さらなる町の発展のために新体制で全力を挙げていただきますよう私からもよろしく願い申し上げます。また、副議長の小森谷議員ほか各役職を交代される方々は、お疲れさまでございました。さらには、監査委員さんにつきましても、荻野議員から青木議員にかわられまして、荻野氏には2年間ということではありましたが、大変お世話になったところであります。また、青木氏におかれましては、持ち前の鋭い視点からのお役目に今後期待させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

さて、1カ月足らずでもうすぐ6月議会になりますが、各町の議会改革も進んでいるようであります。本町におきましても、改革に向けて、先ほど議長からもお話がありましたが、議論が進んでいるようであります。特に既に皆様もご承知のことと思っておりますが、町村部においては一般的傾向として、立候補者がだんだん少なくなり、定数削減を進めてもなお定員割れをすることが県内でも出始めているのはご承知かと思っております。原因として、有権者から見て議員活動が硬直化しているということも含めて、議員としての魅力がなくなってきたとの見方もあると報道等で分析されている面もあります。私も含め、ぜひ各議員一人一人にみずからの資質の向上あるいは行動の活発化、有権者との交流、そして町政への提言等々、魅力ある議会のさらなる創造と申しますか創出と申しますか、議員の皆様方の信条と役割を再認識いただき、ご活躍くださいますよう期待を、この機会に改めてさせていただきたいと思っております。

町も既に何回も申し上げておりますように、昨年より多面にわたって活性化してきております。現在も大きな商談が水面下で進行しておりまして、その他庁舎建設、広域ごみ処理、国道354号、八間樋、遊水地関連、防災対策関連、産業振興等頑張っておりますので、良識ある議員の協力をお願い申し上げたいと思っております。

以上申し上げまして、閉会に当たり、お礼の言葉といたします。大変ありがとうございました。

---

#### ○閉会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上をもちまして平成25年第1回板倉町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前11時59分）